

高知県立大方高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は高知県立大方高等学校（同窓会）と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親和と向上を図り、母校と関係を密にし、母校の発展興隆に貢献することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 会誌の発行。
- 2 会員親睦のための事業。
- 3 母校生徒の文化・体育活動の奨励及び援助。
- 4 その他母校発展のための適切な事業。

第3章 会 員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 会 員 母校卒業生。
- 2 特別会員 母校現教職員。

第4章 役 員

第5条 本会には次の役員を置く。

会長1名、名誉会長1名、副会長3名、委員(各年度より若干名)
監事2名、会計1名、幹事3名、顧問(必要数)

第6条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事は総会において正会員中より選出する。
 - 2 名誉会長には母校校長を委嘱する。
 - 3 委員は会員の中から会長が委嘱する。
 - 4 会計には、母校事務長を委嘱する。
 - 5 幹事には、母校各課程教頭を委嘱する。
- 幹事長は幹事の中から選出し、会長が委嘱する。
- 6 顧問は本会に功労のあった者の中より、役員会の議を経て会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 名誉会長 会長と緊密に連携し、会の運営発展に寄与する。
- 3 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 4 委 員 各学年を代表し、同期卒業生との連絡を取る。また、重要な会務の協議に参加し、議決事項を執行する。
- 5 監 事 会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 会 計 委嘱された出納事務を行う。
- 7 幹 事 会務を処理する。
- 8 顧 問 会長の諮問に応じて会の発展運営に寄与する。

第8条 役員の任期は原則2年とし、兼任は認めない。ただし重任を妨げない。また欠員の補充により、就任した役員の任期は前任者の残余期間とする。

第5章 会議

- 第9条 本会の会議は総会および役員会とする。
- 第10条 総ての会は会長が招集し、議長は正副会長が交代で務める。
- 第11条 議決は総て出席者の過半数をもって議決する。ただし、賛否同数の場合は議長がこれを決める。
- 第12条 総会は本会の最高決議機関であつて、毎年8月第2日曜日に開催し、次の事項を審議し議決する。
- 1 役員(案)の選出承認。
 - 2 会則の変更。
 - 3 予算(案)・決算の承認。
 - 4 事業計画(案)の承認。
 - 5 その他重要事項の決定。
- 第13条 会長は緊急の際及び役員の過半数の請求があった場合は、臨時総会を開くことができる。
- 第14条 役員会は全役員をもって構成し、次の事項を審議する。
- 1 予算及び決算。
 - 2 総会の議決事項に基づき当該年度の執行事項。
 - 3 総会に代わり、緊急な事項の審議議決並びに代行。ただし、この場合は次期総会の承認を得なければならない。
 - 4 支部設置の承認。

第6章 支部規定

- 第15条 正会員20名以上の在任地方には、本会則に基づき支部を設置することができる。
- 第16条 支部を設置する場合は次の事項を速やかに本部に届け出て、役員会の承認を得なければならない。また、支部は本部と緊密に連絡すること。
- 1 支部の名称。
 - 2 支部会則。(会則は本会則に準ずることが望ましい)
 - 3 支部の事務局。
 - 4 支部の代表者及び役員名。
 - 5 支部会員名簿。

第7章 会計

- 第17条 本会の収入は正会員の終身会費と、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 第18条 正会員は卒業時に2,000円を終身会費として納める。
- 第19条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 慶弔規定

- 第20条 次の場合は慶弔並びに誠意を表わすものとする。
- 1 会員が社会的に大きな貢献をしたとき。
 - 2 会員が本会のため特に功労のあったとき。
 - 3 その他総会、役員会で特に必要と認めたとき。

第9章 雜則

- 第21条 本会には会員名簿、会計簿、その他必要な帳簿、書類を備える。

付則

この会則は平成20年3月1日より施行する。

令和元年8月11日 第4条、第6条および第14条を改定。